

貝島町自治会自主防災会 規約

(名 称)

- 第1条** この組織は、貝島町自治会自主防災会と称する。(以下本会と称する)
2. この会の本部は、貝島町公民館に置く。

(目 的)

- 第2条** 本会は、住民による共同の精神にもとづく自主的な地域防災・防犯などの活動と地域福祉活動を積極的に推進し、安全で安心して暮らせる地域づくりに貢献し、自発的な防災・防犯等の活動を行うことにより、火災・地震・風水害・雪害・犯罪・交通事故等による被害の防止及び、軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

- 第3条** 本会は、前条の目的を達成するため次の事業をおこなう
- (1) 防災・防犯等に関する知識の普及に関すること
 - (2) 住民の防火・防災・防犯・交通事故・福祉意識の向上に関すること
 - (3) 高齢者・障がい者等の要援護者の把握及び救護体制の整備に関すること
 - (4) 災害等の発生時における情報の収集伝達・応急救護・避難誘導等応急対策に関すること
 - (5) 防災等の訓練実施に関すること
 - (6) 防災資材の整備に関すること
 - (7) その他防災等に関すること

(会 員)

- 第4条** 本会の会員は、自治会の会員世帯をもって構成する。

(役 員)

- 第5条** 本会に、次の役員を置く。
- | | |
|--------|----|
| (ア)会 長 | 1名 |
| (イ)副会長 | 1名 |
| (ウ)会 計 | 1名 |
| (エ)監 事 | 2名 |
2. 役員は、自治会の役員会の互選により選出する。
3. 役員の任期は、自治会役員の任期と同時期とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

- 第6条** 会長は、本会を代表し、会務を総括するとともに災害等の発生時における応急活動の指揮及び、指示をおこなう。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は、本会の経理を行う。

4. 監事は、本会の会計及び出納を監査する。

(会 議)

第7条 本会に総会及び役員会を置く。

2. 総会は、自治会の総会開催に合わせて行う。

3. 役員会は、次の事項を審議する。

(ア) 総会に提出する案件に関すること

(イ) その他、特に必要と認められたこと

4. 役員会で決定した事項については、自治会の会員に周知する。

(会 計)

第8条 本会の運営に関する経費は、自治会費及びその他の経費をもってこれに充てる。

(会計年度)

第9条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(自主防災組織避難所)

第10条 本会の避難所は次のとおりとする。

(ア) 一時避難場所: (東部地区) ツルハドラッグ駐車場

(中央地区) 旧ココス跡地

(西部地区) 星の宮公園

(イ) 市指定避難所(水害): 中央小学校

東部台コミュニティーセンター

鹿沼商工高校

(ウ) 市指定避難所(震災等): 東小学校、

東中学校

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項は、役員会で協議して定める。

2. 組織図又は連絡系統図(以下「組織図等」という。)は別に定める。

3. 前項の組織図等は、変更の都度、自治会の会員に知らせるものとする。

(附則)

この規約は、令和8年 5月 17日から実施する。